

# 公共下水道及び浄化槽についてのお知らせ

下水道工事は、平成 26 年度で予定されていたすべての区間で完了していますが、下水道を使用できる区域内にある建物の所有者または使用者は、汚水を下水道に流すための排水設備を 1 年以内に設置し、トイレを 3 年以内に水洗トイレにすることが義務づけられています。

下水道を使用できる区域内で、まだ接続されていない方は下水道の必要性をご理解いただき、速やかに接続工事をしていただきますようご協力をお願いします。

## ◆水洗化等工事資金の助成は供用されてから 3 年目で終了です。



町では、下水道が敷設され「処理区域」となった日から 3 年以内に、自己資金により「トイレの水洗化工事」、また「台所・洗面所・風呂場などの排水設備を下水道に接続するための工事」を同時に行った場合、工事費の一部を助成しています。

今年で 3 年目（助成最終年）を迎える処理区域にお住まいの方は、期限までに工事を完了しないと助成を受けることができませんので、ぜひご検討ください。

下水道マスコットキャラクター『スイスイ』



## ◆下水道区域外にお住まいの方が浄化槽を設置する場合は、補助金を交付しています。



浄化槽は、効率的に生活排水を処理することができ、私たちの水環境を保全する大切な役割を担っています。

町では、下水道が整備されていない地域で浄化槽を設置される方に、補助金を交付しており、本年度の補助金予算については、まだ余裕がありますので、浄化槽の設置をご検討され、補助金をご活用下さいますようお願いいたします。



## 助成金の額

浄化槽の本体設置工事費の 50% の額（万円未満切り捨て）を助成します。人槽別の限度額は次のとおりです。

※既存の排水設備及びトイレを水洗化される方（新築を除く）には、改造する工事費に対する一部助成金もありますので、詳細については役場までお問い合わせください。

助成基準表		
人槽区分	助成金限度額	備考 (人槽の算定)
5 人槽	550,000 円	延べ床面積が 130㎡ 以下
7 人槽	670,000 円	延べ床面積が 130㎡ 超
10 人槽	920,000 円	2 世帯住宅

申込・問合わせ先

★役場上下水道課下水道係（内線 241）